

# 手話言語法ニュース

2016年4月22日 No. 29

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局兼）・大杉豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・渡辺正夫・西滝憲彦・岡野美也子

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・中橋道紀・石橋大吾

## みなさま、ありがとうございました！

2016年3月3日をもって全都道府県議会及び市区町村議会に「手話言語法制定を求める意見書」を提出、採択することができました。

約2年半にわたる意見書採択運動は、順風満帆というわけではありませんでした。離島へ行くために船に乗り何時間もかけたというお話も伺いました。なぜ「手話言語法」が必要なのか、まずは地域で学習会を開き、理解を深めてから議会事務局へ足を運び、丁寧に説明し、ようやく議会側が理解してくれたと安堵の報告をいただいたこともありました。ある地域では、何度も継続審議になりましたが、粘り強く交渉を続け、ようやく採択されました。本当に様々なエピソードが生まれました。

この運動にご尽力いただいた皆様に、この場をお借りし心よりお礼申し上げます。

本当にありがとうございました。



ありがとうございました

## 2016年度 手話言語法制定推進運動本部 グループ体制を一新しました

今年度の当運動本部体制が新しくなりました。

- ① 法制定検討グループ…「手話言語法」制定に向けての法制調査・研究
  - ② 普及啓発・広報グループ…手話言語法ニュース発行、パンフレット等普及啓発活動、マスコミ発信
  - ③ 条例・ネットワーク支援グループ…各地手話言語条例の動きへの支援・情報収集、行政との連携
- この体制で法制定を目指し運動を進めてまいりますので、今年度もよろしくお願いたします。

## 手話に関する条例制定は 47 自治体に

3月の定例会を終え、各地で手話に関する条例が誕生しました。

### 【埼玉県】一埼玉県手話言語条例一

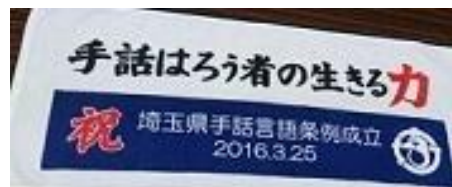


挨拶する今井絵理子氏

3月25日、埼玉県議会本会議で「埼玉県手話言語条例」が可決、成立しました（4月1日施行）。当運動本部委員の久松、埼玉県聴覚障害者協会理事、会員ら210人が傍聴し、今井絵理子氏も駆けつけました。



議会傍聴者の情報保障として手話通訳に加え要約筆記も傍聴席に配置されました。可決後は県のマスコット「さいたまっち」と記念撮影をしました。



「手話はろう者の生きる力」

埼玉県聴覚障害者協会作成のタオルとうちわ

### 【沖縄県】一沖縄県手話言語条例一

3月28日、沖縄県議会本会議で「沖縄県手話言語条例」が全会一致で可決、成立しました（4月1日施行）。



議員からの議案説明時には、特例で手話通訳者が議場内に配置され、議案内容を通訳しました。傍聴席には沖縄県聴覚障害者協会をはじめ30人以上の関係者が集まりました。条例には毎月第3水曜日を「手話推進の日」とし、聴覚障害の当事者や学識者らでつくる県手話施策推進協議会の設置も明記されています。

### 前号(28号)のつづき…

- 山梨県上野原市…条例文と概要をHPで紹介  
・上野原市HP

<http://www.city.uenohara.yamanashi.jp/shogai-fukushi/ug019-000000080.html>

- 和歌山県和歌山市…「和歌山市手話言語条例」と「和歌山市障害者差別解消推進条例」を同日成立。

- ・手話の普及・理解促進…手話言語条例で定める
- ・手話通訳者配置の拡充…障害者差別解消推進条例で定める



## 【静岡県浜松市】

### —浜松市手話言語の推進に関する条例—

3月24日、浜松市議会本会議で「浜松市手話言語の推進に関する条例」が可決、成立しました（4月1日施行）。



市HPに条例に関する概要が紹介されています。

具体的な取り組みとして、手話奉仕員及び手話通訳者の養成、小中学生を対象とした手話体験講座の実施などを定めています。

#### ●浜松市HP

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/syoghuku/syuwa/index.html>

## 【京都府京都市】—京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例—

3月25日、京都市議会本会議で「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」が議員提案され、全会一致で可決、成立しました（4月1日施行）。



傍聴席には、京都市聴覚障害者協会の関係者ら約90人が訪れ、可決の瞬間を見守りました。

## 【高知県高知市】—高知市手話言語条例—

3月25日、高知市議会本会議で「高知市手話言語条例」が可決、成立しました（4月1日公布、7月施行）。



16年度の地方創生関連事業の新規事業として「手話普及啓発事業」が設けられ、30万円の予算が組み込まれました。リーフレットやパンフレットによる情報提供や、市民向け研修等を開催する方針です。

## 【北海道室蘭市】

### —室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例—

3月25日、室蘭市議会本会議で「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」が可決、成立しました（4月1日施行）。



13時の開場前には45名の室蘭聴覚障害者協会会員と手話サークル員で議会の傍聴席は満席の状態でした。議会終了後の記念撮影では青山剛市長が手話で「ありがとう」や「おめでとう」と表し、条例成立を祝いました。

## 【北海道帯広市】—帯広市手話言語条例—

3月28日、帯広市議会本会議で「帯広市手話言語条例」が可決、成立しました（4月1日施行）。



13時の開場と共に60名の帯広ろう者協会会員と手話サークル員が集まり、傍聴席ではなく議会の隣の集会室でモニターを見ながら、条例の誕生を真剣に見守りました。市は今後手話の出前講座や聴覚障害者への理解のための事業を計画しています。

## 【兵庫県小野市】—小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例—

3月25日、小野市議会本会議で「小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例」が可決、成立しました（4月1日施行）。

市は今後多様な意思疎通手段での情報発信や市民が学べる場を設ける方針です。

### 海外からの情報（韓国）

### 韓国手話言語法 誕生！

2015年12月31日、日本の隣国・韓国で「韓国手話言語法」が制定されました。2016年2月3日に公布、8月4日施行です。

連盟HPで仮訳版を掲載しています。

#### ●連盟HP

<https://www.jfd.or.jp/2016/02/23/pid14565>